

新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条に定める
政府対策本部の設置等及び二〇二〇年東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会の延期に関する報告に対する質疑

2020年4月2日

逢坂 誠二（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

私は立憲民主党の逢坂誠二です。立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムを代表して質問を行います。

新型コロナウイルス感染の拡大に伴って、国民生活や社会の様々な分野への影響が深刻なものとなっています。オイルショック、バブルの崩壊、リーマンショック、東日本大震災など、私のこれまでの人生の中でも、様々な危機がありましたが、今回のコロナショックはこれまでのものとは全く異質なものです。

私の地元のホテルでは「9割以上の予約が一気にキャンセルになった上、今後の予約が全く入らない」、海産物を扱う商店では「突然、客が来なくなった」など、地域経済の現場の収入が急激に途絶え、そのことによって国民の生活は窮乏に陥り、個人事業主や中小企業の経営が立ち行かなくなっています。特に日々雇われる皆さん、パートや有期雇用などの方々の雇用の打ち切りが始まり、社会的に弱い立場の皆さんから窮地に陥っています。しかも、この状況がいつまで続くのか、全く先が見えず、希望の光が見えないのが現実です。

国民の命と暮らしを守るため、あらゆる政策資源を投入して感染

対策を行うこと、経済対策を行うこと、私たちは、この両方を、国家の非常事態とも言える今、国の総力を上げて全力で実行しなければなりません。

それでは質問に入ります。

まず東京五輪の延期ですが、延期によってどのような課題が生ずるとみているのか、延期による追加費用はどの程度と見積もっているのか、さらにその追加費用を誰が負担するのか、それぞれについて総理の見解を求めます。

また来年夏までの1年の延期ですが、1年後には確実に実施できるのか、再延期はないと言い切れるのか、総理の見解を求めます。

五輪の延期以降、東京の感染者数が増え、PCR検査について様々な疑問の声があります。そこで次の点をお伺いします。

*現実点での日本のPCR検査可能数は一日あたり9千件程度と承知していますが、実際の検査件数は一日あたり2千件弱に留まっておりますが、この理由は何か

*医師によって検査が必要と認められた者に対するPCR検査は、現在、全件行われているのか

*東京のPCR検査に関し、帰国者・接触者相談センターへの全相談数に占める検査件数が、1%台と全国で3番目に低い状況となっておりますが、必要な検査を意図的に抑制していることはないのか、こ

の点を政府は東京都に確認しているのか。また確認していないとすれば、今後、確認すべきと思うが見解は如何か。

以上、総理に質問します。

現在、我が国の1日当たりの検査件数は、先進国の中で圧倒的に少なく、欧州でも日本と同程度の医療水準を誇るドイツの17分の1程度、2000件弱です。1日の検査キャパシティは9000件程度であるのに、その稼働率が2割程度に止めている理由として、入院ベッドの不足など医療崩壊を招く恐れを指摘する声もあります。

ただ、感染の実態を正確につかみ、きちんとした対策を打ち出すには、検査の大幅拡充が必要不可欠であり、ノーベル賞学者である山中伸弥教授も検査の大幅拡充や、入院ベッド不足解消手段として、軽症者には予約が激減しているホテルや公的宿泊施設の利用を提言しておられます。

私たちが政権を担当するのであれば、現政権とは180度違う、徹底検査によるコロナ克服策を断行する事を宣言致します。

総理は新型コロナウイルス感染症問題を「歴史的緊急事態」に指定し、新型コロナに関連する政府の会議議事録作成などが義務付けられました。政府のこの姿勢を評価したいと思います。

一方で安倍政権は、公文書の改ざん、廃棄、捏造、隠蔽を繰り返し、日本の民主主義の基盤を破壊する行為を行っています。公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源です。安倍政権は、これまでの公文書に対する出鱈目な扱いを大いに反省し、

抜本的な改善をしなければなりません。

その第一歩として、森友学園問題で、公文書の改竄を強要され、自ら命を絶った赤木俊夫さんとそのご遺族の思いに報いることが、総理として最低限行うべきことです。そこで次の点について質問します。

*総理自身が赤木さんの霊前に参りお詫びすること

*赤木さんの遺書などにより、今回の改ざんに関わった者が明らかになっており、それらの者からの証言も受けて、改ざん前の文書を復元し公開すること

*赤木さんの奥様は「総理は調査を受ける立場」と指摘しておられますが、この指摘を真摯に受け止めて、公平な第三者によって森友問題の再調査を行うこと

*総理は、遺書などの公開によっても新事実がないとの立場をとっておられるようですが、それならば、あの遺書などに記載されていることは総理にとって既に分かっていたことであり、事実だったと認めるのか

以上、お伺いします。

今回のコロナ感染症に対する様々な対策は、簡便な手続きによって、「迅速」かつ「実効性」のあるものでなければなりません。

また感染の拡大を防ぐための自粛要請によって、営業的な減収が発生していますが、企業や個人を問わず、これら減収に対する補填がなければ、要請などが実効性のあるものにはなりません。

これら要請などの法的根拠の有無に関わらず「減収補填なき要請

や宣言はしない」ことを原則とすべきと考えますが、これらの点に関する総理の見解を求めます。

今後、緊急事態宣言を発する場合には、事前に国会に報告すると同時に、国会での審議が可能となるような時間的な余裕のある時期に決定すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

今回、読み替え規程の整備によって、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、感染症法第 33 条に規定する交通規制などが可能となると承知しておりますが、この規制は 72 時間以内を一つの単位として繰り返し規制できるのか、また同法 34 条に規定する「必要最小限」とは、広い地域を指摘できないという意味なのか、この二点に対する総理の見解を伺います。

総理は、2 月 27 日、事前の準備を全くしないままに学校の全国一斉休業要請を行いました。

この件に関し、政府内でどのような場で議論が行われ、どのような経過でこの一斉休業要請が行われたのか、総理の説明をお願いします。また、その詳らかな顛末を公文書として残し公開すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

この一斉要請の際に、総理は、「これに伴う様々な課題に対しては、私の責任において、万全の対応を行なってまいります」と発言しておりますが、現時点で万全の対応ができたのか、あるいは対策がまだ不十分なのか、不十分だとすればどの点なのか、総理の見解を伺います。

また学校休業の有り無しと長期化によって子どもたちの学力に格差が生ずるとも指摘されております。これに対処するために、オンライン授業やタブレット利用を検討すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

活動自粛などにより、傷んだ家計を助け、生活を守るため、また、新型コロナウイルス拡大に伴う倒産・失業を防ぐため、速やかに支援策を実施しなければなりません。その幾つかについて質問します。

まずすべての国民に対して一人当たり10万円以上、総額十数兆円規模を現金で給付すべきと考えます。特に迅速に給付するためにまず全ての国民に対して給付し、給付金を課税対象とすることなどにより、実質的な所得に応じた給付を行うなどの工夫をすべきと考えますが、総理の見解を伺います。迅速に給付するために何が必要か、実質的な所得に応じた給付方法についても、それぞれ考えをお聞かせ下さい。

また一定所得水準以下世帯に対して、給付金の上乗せを実施したり、給付金は一回限りではなく、経済や世帯の状況に応じて継続することも検討すべきと思いますが、総理の見解を伺います。給付においてマイナンバーの活用も検討すべきと思いますが、これについての考えもお知らせ下さい。

雇用・就労形態に関わらず、今後、多数の失職・休業が発生することが想定されます。また、入社直前に内定を取り消す事例も既に発生しています。これらの失職・休業した労働者や、内定を取り消

された者に対する、住宅保障をはじめとする支援策に対する総理の見解を伺います。

所得税・住民税、社会保険料、公共料金、奨学金や、家主への国からの支援を前提にした家賃やテナント料などについて、支払い猶予を実施し手元に現金を残すことのできる対策をまず早急に講ずべきと考えます。また猶予の後、これら経費の繰延払い、減免、補助などを検討すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

雇用調整助成金については、10/10 補助、対象範囲拡大、手続き簡素化と早期支給を実施する必要があります。特に添付書類が多い上、手続きが煩雑で、実際の申請に至らないケースが多発しています。またせっかく申請しても助成金の支給までには三月以上かかるため、雇用調整助成制度を使わずに、事業主都合で従業員を解雇し、失業給付を受けるケースもあることを知りました。せっかく助成制度があっても機能しておりません。こうした状況にどう対応するのか、総理の見解を伺います。また、雇用調整助成金を申請をすれば、助成金を受け取るまでの間、地域金融機関から無利子でつなぎ融資を受けられるようにすべきと考えますが、あわせて総理の見解を伺います。

また資金繰り支援のための無利子・無担保融資の拡大・拡充と、地域金融円滑化法を復活したうえで償還免除等の大胆な措置を実施すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

自治体に対して、地域の実情に応じて、新型コロナウイルス対策に、自由度高く利用できる一括交付金を支給すべきと考えますが総

理の見解を伺います。

また今回、入国制限、学校の休業、イベントや外出の自粛など、法的根拠の有無に関わらない様々な要請などが行われておりますが、これらによって生じた個人事業主・フリーランスを含めた中小・小規模事業者の収入減に対し、簡素・迅速な手法を用いて補填を実施すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

現在、政府は、新型コロナウイルスの感染が拡大している国から日本への入国者に対し、①ホテルなど検疫所長の指定する場所での2週間待機と②待機場所への移動に電車やバスといった公共交通機関を使わないことを要請していますが、このことについて次の点を確認します。

* 検疫所長の指定する場所とは、民間施設以外に全国のどこに存在し、どの程度の収容人数があり、食事の確保などをはじめ、二週間の滞在に耐えうる十分な環境となっているのでしょうか

* 指定場所として民間宿泊施設の紹介もしているとは承知しておりますが、予約などが断られ、公共交通機関を利用して帰宅せざるを得ない方もおります。こうしたケースが頻発すれば、感染の拡大に繋がりが兼ねません。

入国者の宿泊場所を確保すると同時に、今後の感染者増加の動向を見据えた医療的処置の場所として、民間宿泊施設を政府が借り上げるべきと考えます。

また政府が経費を負担して、五輪選手村の活用も検討すべきだと思います。

以上、それぞれに対する総理の見解を求めます。

新型コロナウイルス感染症による経済への影響を現時点で政府はどの程度と見積もっているのか、総理の見解を伺います。それによってどの程度の規模の対策が必要だと考えているのか、その対策の財源について、さらに必要に応じて数度の補正予算編成も視野に入れているのかも伺います。

また令和元年度予算及び補正予算に関し、現時点で執行残や令和2年度への繰越額は、どの程度と見積もっているのか、総理の見解を伺います。現在、国民の多くの皆さまは、マスクが十分に流通せず感染の恐怖に晒されています。こうした執行残や繰越のうちの不要不急な財源なども念頭に置きつつ、政府が国内のマスク増産を積極的に支援すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

今日、この対策に係る政府与野党連絡協議会の3回目が開催されます。この協議会における野党からの提案や要請を、総理は真摯に受け止めて、野党からの提案だからと言って排除することなく、野党の要請も積極的に受け入れて具体的な政策実現を行うべきと思いますが、総理の見解を求めます。

今回の新型コロナウイルス感染症による私たちの社会や世界への影響は、今後、どのような方向に進むのか全く予断を許さない状況ですが、国民の命と暮らしを守ることを最大の使命と認識し、我々共同会派「立国社」は、この対策に全力を尽くすことをお約束し、質問を終了します。

以上